

共生社会づくりを目指すための条例タウンミーティングの開催について

圏域	日時	場所	登壇者	主な内容
大津地域	9月9日(日) 13:30~15:30	明日都浜大津四階大ホール(大津市浜大津四丁目1番1号)	条例検討専門分科会 ・石野富志三郎委員(県聴覚障害者福祉協会常務理事) ・崎山美智子委員(滋賀県手をつなぐ育成会理事長) ・尾上浩二委員(DPI日本会議副議長)	・基調報告 障害者差別解消法および条例答申について(尾上委員) ・シンポジウム「障害のある人の自己決定を考える」
湖南地域	9月23日(日) 13:30~15:30	草津市立まちづくりセンター(草津市西大路町9-6)	条例検討専門分科会 ・垣見節子委員(滋賀自立生活センター代表)	・行政説明 条例答申について ・基調報告「医学モデルから社会モデルへ～なぜいま県条例が必要なのか～」(垣見委員)
甲賀地域	9月30日(日) 13:30~15:30 ⇒台風24号の影響を考慮して延期	水口社会福祉センター(甲賀市福祉ホール)(甲賀市水口町水口5609)	・条例検討専門分科会 金子秀明委員(さわらび福祉会常務理事) ・中島秀夫氏(滋賀県障害者自立支援協議会事務局長) ・桐高とよみ氏(甲賀湖南成年後見センターぱんじー所長) ・丸山英明氏(滋賀県障害福祉課長)	・行政説明 条例答申について ・シンポジウム「障害のある人が地域で生活するために～地域での相談事例から合理的配慮や条例のあり方を考える～」
東近江地域	9月17日(月) 13:30~15:30	近江八幡市総合福祉センターひまわり館(近江八幡市土田町1313)	・条例検討専門分科会 北野誠一委員(障害者施策推進協議会会長) ・条例検討専門分科会 北岡賢剛委員(グロー理事長) ・寺川登氏(あゆみ福祉会理事長)	・基調報告 障害者差別解消法および条例答申について(北野委員) ・シンポジウム「障害のある人の地域生活支援を考える」
湖東地域	9月2日(日) 13:30~15:30	ピバシティ彦根ホール(彦根市竹ヶ鼻町43-1)	・条例検討専門分科会 小野幸弘委員(Co Creation LLC 代表(きょうされん滋賀支部理事長)) ・民谷渉氏(つくし法律事務所弁護士) ・長谷真二氏(㈱クレール代表取締役社長) ・青山裕史氏(油藤商事㈱専務取締役) ・城貴志氏(県社会就労事業振興センターセンター長)	・基調報告 障害者差別解消法、雇用分野での差別事例等について(民谷氏) ・シンポジウム「障害があっても当たり前前に働き・暮らせる滋賀をめざして～企業での雇用の現場から共生社会づくりを考える～」
湖北地域	8月19日(日) 13:30~15:30	長浜市民交流センターふれあいホール(長浜市地福寺町4-36)	・条例検討専門分科会 佐野武和委員(ぼてとファーム事業団代表) ・美濃部裕道氏(CILだんない代表) ・廣部智子氏(長浜米原障がい者自立支援協議会会長)	・基調報告 障害者差別解消法および条例答申について(佐野委員) ・シンポジウム「地域における解消法・条例への関心を高め、実効性のある相談体制のあり方を考える」
湖西地域	8月26日(日) 13:30~15:30	新旭公民館(高島市新旭町旭1-10-1)	・条例検討専門分科会岡本由美委員(滋賀経済産業協会) ・上田洋行氏(高島市障がい者相談支援センター相談員) ・小嶋典子氏(養護学校に通う子の保護者) ・加藤勝己氏(高島市障がい福祉課長)	・基調報告 条例の検討経過について(岡本委員) ・シンポジウム「災害時における障害のある人への配慮について考える～平成25年台風18号による高島市豪雨災害の事例から～」

タウンミーティング アンケート結果 (参加者489名、回答236名)

1. 市町

		大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
滋賀県	大津市	27	11		3	3	2	3	49
	彦根市	0	1		6	23	0	0	30
	長浜市	0	1		1	5	21	0	28
	近江八幡市	0	1		18	0	0	0	19
	草津市	1	13		2	1	0	1	18
	守山市	4	2		0	2	0	0	8
	栗東市	0	1		1	0	0	0	2
	甲賀市	0	1		5	0	0	0	6
	野洲市	0	1		2	1	0	0	4
	湖南市	0	0		1	1	0	0	2
	高島市	0	0		0	1	0	27	28
	東近江市	0	0		11	4	0	0	15
	米原市	0	0		0	1	5	0	6
	日野町	0	1		6	0	0	0	7
	竜王町	0	0		2	0	0	0	2
	愛荘町	0	0		0	0	0	0	0
	豊郷町	0	0		1	0	0	0	1
	甲良町	0	0		1	1	0	0	2
多賀町	0	0		1	4	0	0	5	
県外	京都府	0	1		0	1	0	0	2
	大阪府	0	0		0	1	0	0	1
	兵庫県	0	0		0	0	0	1	1
計		32	34	0	61	49	28	31	235
参加者 合計		68	72		122	91	65	71	489

2. 年齢

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
①10歳未満	0	0		0	0	0	0	0
②10歳代	2	0		0	0	0	0	2
③20歳代	5	2		8	5	1	2	23
④30歳代	5	1		6	4	3	2	21
⑤40歳代	7	9		13	14	5	6	54
⑥50歳代	5	9		15	10	4	10	53
⑦60歳代	6	8		9	13	7	6	49
⑧70歳以上	2	4		10	3	8	5	32
無回答	0	1		0	0	0	1	2

3. 障害の有無

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
①ある	10	15		13	17	8	11	74
②なし	22	19		48	32	19	20	160
無回答	0	0		0	0	1	1	2

障害の内訳

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
肢体	4	1		10	12	7	4	38
視覚	2	1		0	0	1	0	4
聴覚	3	4		0	0	0	8	15
内部	1	0		0	0	0	0	1
知的	0	0		1	2	0	0	3
精神	2	2		0	2	1	2	9
難病	0	1		1	2	0	1	5
その他	0	0		1	1	0	0	2

4. 障害者差別解消法を知っていましたか。

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
①知っており、内容を理解している	20	20		35	32	10	12	129
②知っているが、内容については理解していない	7	11		23	10	16	14	81
③知らなかった	5	1		3	6	1	2	18
無回答	0	2		0	1	1	4	8

5. 県で障害者差別解消法を補完する条例が検討されていることは知っていましたか。

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
①内容まで知っている	14	12		17	10	5	12	70
②検討していることは知っているが内容は知らない	4	19		30	27	16	14	110
③知らなかった	14	3		13	11	5	2	48
無回答	0	0		1	1	2	4	8

6. 本研修会に参加された理由をお答え下さい。

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
①障害者差別解消法、県の条例について詳しく知るため	19	21		43	30	17	15	145
②県の条例に意見があるため	5	4		2	2	1	0	14
③業務や日常生活に役立てるため	15	13		27	4	14	15	88
④その他	5	3		5	4	2	5	24
無回答	1	2		2	0	1	3	9

④その他

- ・家族からの参加同伴(湖西)
- ・チラシで「災害時における障害のある人への配慮について考える」とあったから。(湖西)
- ・高島市の障害者へ災害時、備えるため(伝えるため)(湖西)
- ・知人に誘われて(湖西)
- ・障害福祉の勉強(湖南)
- ・お2人の話がお聞きしたかった。(東近江)
- ・湖東地域のタウンミーティングに参加してこちらも聞いてみたくなった。(東近江)
- ・家族が障害者である。(東近江)
- ・子どもの就労に向けて(湖東)
- ・業務の関係で(湖東)
- ・研修(湖北)

7. 基調講演の感想

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
①よく理解できた	16	16		12	10	3	5	62
②理解できた	13	12		41	23	11	13	113
③どちらともいえない	2	0		6	10	9	8	35
④あまり理解できなかった	0	1		2	3	1	2	9
⑤理解できなかった	0	0		0	1	0	0	1
無回答	1	5		0	2	4	4	16

8. シンポジウムの感想

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	計
①よく理解できた	14			15	8	1	6	44
②理解できた	10			28	26	9	16	89
③どちらともいえない	3			5	2	5	1	16
④あまり理解できなかった	0			0	2	0	0	2
⑤理解できなかった	0			0	1	1	0	2
無回答	5			13	10	12	9	49

9. 条例の内容全体について

- ア ・条例をつくるのはよいと思うが、厳しくするばかりだと雇用が進まない可能性もある。具体的にわかりやすくすることを目的にして欲しい。
- イ ・条例が障がいのある方々にとってのバリアフリーの基礎になって、共生社会に向けての一步になってほしいと思いました。
- ウ ・滋賀県ならではの、だからという、きめ細かい条例の実施に期待します。
- エ ・差別事案が発生した場合、情報の公開をして欲しい。よりよいコミュニティを作るために活用したいです。
- オ ・上積、横出しはすばらしいと思います。
 - ・法においては、過度な負担となる場合について考慮し努力義務としているところである。条例で上乗せした場合、小規模事業者の負担についてどう考えるのか。反感を招き、条例の目的に逆効果にならないといい。
- キ ・自分のことは自分で決めたい・・・大切ですね。また、それを支える仕組みや体制が必要だと感じました。
- ク ・厳しさを追求しすぎることは、雇用を増やすことにつながらない。具体策を見だしやすいような条例がほしい。
 - ・条例上の義務の横出しについて、「差別を行なわないことについて規定します」ということが書かれていて、先生の講義であったように、「(人権と人権が)ぶつかりあうときこそ、民主的に解決する、うまく解消していく」というようなことを市民の皆さんに分かりやすく提示してもらいたい。
- コ ・実効性のある条例にしてほしい。(作りっぱなしではだめ)
- サ ・盲ろう者についても入れてほしい。
 - ・障害以外の部分(貧困、認知症等)について、広がりをもたせることで、ポイントがずれたり、薄まったりしないよう、見直し規定も含めて、丁寧におさえていっていただきたいです。
 - ・県と教育委員会自体が、障害者雇用で24人の不適切認定があきらかになったとおり、本当に差別解消法と実効性をもたせていくということは、今回の話でいうと、「社会モデル」ということがより多くの人に理解されなければならないと思います。
- セ ・実効性の担保が大切だと思う。
- ソ ・医療、特に精神科医療の中でされている差別的対応についても対応できるようにしてほしい。
- タ ・充分予算措置を行ない、対応できる部署・人員を確保して欲しい。
 - ・糸賀氏はすばらしい。私たちも学んできたが、「この子らに世の光を」→「この子らを世の光に」→「全ての人に世の光を」など、糸賀氏から学んだ新しいフレーズを作ったらどうか。障害者差別解消法の目指す方向が分かってよいのではないか。
- ツ 誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、実効性の強い条例を作ってもらいたい。

10. 相談体制(地域アドボケーター・専門相談員等)について

- ア ・地域アドボケーターはどのような方が選任されるのか教えて頂きたい。
- イ ・地域アドボケーターと各市町相談員との関わりをどのように考えておられるのか。また、養成はどうされているのか。
- ウ ・地域アドボケーターが担う具体的な内容、設置場所、人員はどうか。
 - ・地域アドボケーター、専門相談員の配置、いろいろな相談機関との絡みがどうなるのか。虐待防止法の地域協議会ともどう結びつけていくのか。相談員はいっぱいいいてもどう結びつけていくのか。相談員はいっぱいいいても解決のプロセスはどうか。
- オ ・地域アドボケータが設置されると地域に引きこもっている方の助けになるので、設置して欲しいです。
 - ・「専門相談員」「地域アドボケーター」がどのように配置されるのか、誰になるのか、それによって条例の実効性がかかわってくるように思われる。
- キ ・アドボケーターというのは難しい言葉だと思う。もっと分かりやすい言葉に変えてはどうか。

- ク・地域アドボケーターという言葉を知った。滋賀のみの特色ということであったが、このような取り組みは全国の自治体で取り組みがあるとよいと思った。
- ケ・当事者の思いを充分聞き取って欲しい。
- コ・条例の中にあるアドボケーターについては、質疑にあったように、人に予算をつけても、それが上手く機能するようにしてほしい。
- サ・身近に相談できるシステムを作ってほしい。
- シ・安心できる相談の場、サポートしていただける機関や人材を確保すること。
- ス・もっともっと当事者(家族の声)を吸い上げてほしいです。

11. 条例の名称について

- ア・障害者解消法の趣旨と障害の範囲を超えてすべての人につながる条例となるには意を異にするのではないのでしょうか。共生社会の実現を目指すより全ての障害者の差別が解消されればおのずと共生社会が実現できると考えます。従って共生社会づくりを目指すための条例の名称は納得できません。
- イ・条例のタイトルに障害者あるいは、障害という言葉を入れるべきだ。
 - ウ・名称が「障害者差別法の実効性～共生社会づくりを目指すための条例～」では長すぎるし、「共生社会づくりを目指すための条例」だけだと「解消法の実効性の補完」が見えてこない。略称を考えるにせよ、「障害者差別解消(禁止)」という文言は必要と思う。
- エ・名称は差別禁止条例がよいと思います。
 - オ・「共生づくりを…」では、障害者差別を禁止する条例とは分かりにくい。「障害を理由とする差別禁止条例」にしてほしい。
- カ・名称には障害者の文字を必ず入れてほしい。
 - キ・障害者を基本として、実効性を…ということであれば、「障害がある人となない人との共生社会の実現を目指すための条例」とした方がわかりやすい。
- ク・条例の名前「障害のある県民をはじめとする全ての県民の共生社会を実現する為の条例」

12. 条例の周知方法について

- ア・より様々な分野にわけて、県、市民等に向けて周知することが必要だと思います。例えば運転免許更新時に、障害者(車イス等)スペース駐車エリアなどについて障害者差別解消法の一部を抜き出して講習に入れるなど義務化などどうでしょうか。
- イ・条例を県民全てのものにするために、何をしていくのか。関係者だけが知っている条例にならないように、積極的な広報をお願いします。
- ウ・条例についても詳しく説明してもらえる機会があるといい。(本日のような一般参加可能で)PCだけの公開で終わって欲しくない。
- エ・社会全体に周知される方策が必要だと考える。
- オ・作ることをゴールとせず活用をしていきましょう
 - カ・講師の先生が言っておられました条例は障害者だけではなく、すべて県民のための条例と啓発するために各市町、自治会など機会あるごとの啓発をよろしくお願いします。
 - キ・条例の内容、条例に基づく施策がきちんと実践されることを期待しています。県民に周知していくことがなかなか難しいように思いますが、それが進むことによってはじめて共生社会づくりがすすむと思います。条例の中に「見えない人」への書き込みが見えませんが。
- ク・広く市民に知らせることをしてほしい。
- ケ・条例の中身についての研修会を県内で何回か実施してほしい。
 - コ・障害とはあまり関わりのない人たち、一般市民の人たちに広く知っていただけるよう周知してほしい。
- サ・このタウンミーティングに参加されている方は各会場に何回も参加されている方も多いかと思いません。「他人事」と受け止めている人をどれだけ巻き込んでいけるかが課題。浅くでもいいので、広めることが大切ではないでしょうか。
- シ・知的障害の方にも分かるような説明会なども開催してもらいたい。

- ス・啓発活動の中に、無知をなくすことを目的にすることも含め各施設(福祉関連施設ではなく)にアプローチが必要と思います。
- セ・社会モデルという概念自体、ほぼ認知されていない中、条例施行後の広報活動をしっかりお願いします。トップである知事からの積極的なメッセージ発信、市町の聞き込みなど、あらゆる手段をお願いします。
- ソ・障害者の共生社会を促進するにあたっては、どうしても障害のある人から障害のない人に対する発信となり、障害のない人にとっては受け身になりがちであると感じている。将来的に何一つ障害をもたないことが保障される人は誰一人いないので、県民全てが当事者としてこの条例について考えていけるような環境を施行されたあとも、整備されるよう期待します。

13. その他(障害者・合理的配慮についての理解等について)

- ア・県において各障害者の立場を理解するよう教育して欲しい。
- イ・知的障害者体験をやってみるという考えは面白いと思いました。子どもでも分かるような合理的配慮が必要だと思います。
- ウ・公務員に対して手話の研修を行なってもらいたい。
- エ・自閉症・発達障害者の特性が書かれたものをわかりやすく公共のところにおいとしてほしい。
- オ・家族・福祉法人の職員などにも配慮をしてください。

・提案

- ①制度(例:手帳の取得など)を使おうと思っても、提出を求められる「書類」や「記入する項目」などが多すぎます。身体が動かしにくい人や意欲低下した人、家族が働いている人などは書類を書いたり提出したりするために役所へ行くのも大変だったりします。「提出する書類を減らす」ことを提案します。
- ②前文(3)の「～の共感と理解を示す」→「～の共感と理解と行動を示す」としてはどうでしょうか。
- ③行政も民間事業者も50人以上の従業員がいる場合、手話ができる従業員を1名以上配置することを義務づけてほしい。障害を持っている人達と交流する機会が増えれば増えるほど、共生社会の実現に近づくとおもいます。

キ・手話条例の施行・実施を望む

- ク・無知・無理解が圧倒的に多いので、もっともっと意見交換や話し合いの場が各地域、学校、職場、いろいろな機会がもたれることを願う。お互いが歩み寄れるように、県も事業所も当事者もそれぞれが智恵を出し合い意味のある条例を作り上げていきたい。条例ができてからもますます、その取組みが大切だと思います。
- ケ・差別はNoだけでなく、地域の人にどんなことができて、どこを助けてほしいなど具体的に方法、手立てを伝える機会を積極的にもてるようにしたいと感じた。地域だけでなくみんなが暮らしやすい県・市・町に行政が真剣に考えて頂きたい。
- コ・あらゆる差別(障害者の他も含む)を考える機会を学齢期から増やすべき。
- カ・手話言語の条例もしっかりしたものを作ってほしい。